羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年6月6日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)の施行に伴い、小中一 貫教育を実施する義務教育学校が創設されることから、放課後児童支援員に係る規定を 整備する必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年羽曳野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新 旧 (職員) (職員) 第11条 1・2 省略 第11条 1・2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事が行う研 該当する者であって、都道府県知事が行う研 修を修了したものでなければならない。 修を修了したものでなければならない。 (1)~(3) 省略 (1)~(3) 省略 (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学 (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学 校、中学校、義務教育学校、高等学校又は 校、中学校、高等学校又は中等教育学校の 中等教育学校の教諭となる資格を有する者 教諭となる資格を有する者 (5)~(9) 省略 (5)~(9) 省略 4・5 省略 4・5 省略 以下省略 以下省略